

桜井市第7期介護保険料（2018年度から2020年度）

介護保険料基準額は第5段階の72,000円です。

所得段階	所得の条件	基準額に 対する割合	保険料 (月額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受給している人、又は世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人、世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50	3,000円	36,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75	4,500円	54,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計が120万円超の人	0.75	4,500円	54,000円
第4段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	5,400円	64,800円
第5段階	同一世帯に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	1.00	6,000円	72,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	7,200円	86,400円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.40	8,400円	100,800円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.60	9,600円	115,200円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.80	10,800円	129,600円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.00	12,000円	144,000円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.20	13,200円	158,400円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.30	13,800円	165,600円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.40	14,400円	172,800円